平成２４年（フ）第１９１号
佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津55番地１
債務者　大橋　健一
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
佐賀県佐賀市富士町大字関屋2303番地
債務者　秋山　微香（旧姓野口）
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
佐賀県佐賀市富士町大字上無津呂4293番地１
債務者　寺田　正男
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
佐賀県佐賀市八戸１丁目４番27号
債務者　蒲原　道洋
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
佐賀市久保田町大字徳万2205番地６
債務者　堤　千恵子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
佐賀県佐賀市川副町大字早津江143番地12
債務者　橋本　和弘
１　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
茨城県取手市戸頭８丁目６番21―203号
債務者　篠田　忠志
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
茨城県守谷市みずき野６丁目24番地３
債務者　西尾　紘昭
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
茨城県取手市井野台１丁目21番３―315号、前住所茨城県取手市井野894番地
債務者　岡本ひろ子
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2774番地の３カーサ中田２号棟207号室、前住所茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2773番地
債務者　小菅　嘉郎
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目６―５　クレアール201、住民票上の住所茨城県つくばみらい市神生841番地１
債務者　蛯原　亮介
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
茨城県取手市井野２丁目10番17―101号
債務者　高橋百合子
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
茨城県牛久市猪子町828番地17　ローズハウス203、前住所茨城県つくば市高見原２丁目２番地３
債務者　沢村　秀子
１　決定年月日時　平成24年８月31日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
長野市篠ノ井布施高田122番地の１
債務者　竹内　和代
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
長野県松本市大字里山辺1619番地１、前住所長野県松本市村井町北２丁目８番19号
債務者　鶴見利江子
１　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４９３号
兵庫県西宮市門戸西町10番88―106号、前住所兵庫県西宮市名塩山荘24番１―307号
債務者　荘田久尼子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０５号
兵庫県西宮市門戸東町１番20―101号
債務者　和田　知子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係